No.

福岡総務部長殿

福岡各種勞銀

福岡地方に於ける八月中の各種勞銀次の如し而して清酒杜氏は年八百圓乃至五百圓醬油杜氏は同六百圓乃至三百圓菓子製造職工は月給五十圓乃至卅七圓下男は月給十八圓乃至十圓下女は月給十五圓乃至九圓にて是等は何れも賄付なり

	最高	最低
紡績女工	一二八錢	六三錢
絹撚糸工	一〇〇	六三
綿力織機	一四三	五六
絹手織	一四八	六五
旋盤	三〇九	八二
仕上工	三〇二	一一五
木型工	三一四	一七五
鑄造工	二九六	一四七
鍛冶工	三一〇	七六
陶器轆轤	三三〇	二二〇
硝子吹工	二五〇	一五〇
瓦工	二五二	一五八
漆器工	二五〇	一六〇
搾油工	二六〇	一八〇
機械挽工	二八〇	二三〇
製本工	二二五	一七〇
活版植字	二〇〇	一三五
大工	三五〇	二七〇
石工	三八〇	三二〇
左官	三五〇	二七〇
ペンキ塗	三五〇	二七〇
瓦葺	三五〇	二七〇
煉瓦積	三五〇	三〇〇
疊工	二五〇	二〇〇
指物	二四〇	二〇〇
下駄工	二五〇	一五五
靴工	二二〇	一五〇
洋服仕立	三〇〇	一五〇
仲仕	二八八	一九九
日傭男	三五〇	二七〇
同女	一七五	一三五

炭坑地の嚴しい警戒

流行地の入坑者は皆隔離

福岡縣衞生課で愈よ勵行

福岡市内の虎列拉が縣下各地に蔓延して多數の炭坑勞働者を有する筑豐地方及び早良、粕屋郡地方の炭坑地へ侵入するのを嚴重に警戒されて居たが最近早良郡姪濱町附近に疑似虎列拉一名十二日粕屋郡須惠村新原海軍炭坑に鮮人坑夫の注意患者が一名發見され其他筑豐地方若松の炭坑附近に傳播したので縣警察部では炭坑地に於ける虎列拉豫防の計畫を樹て愈〻實行する事に決定し各炭坑主と協議の結果炭坑坑夫豫防取締のため此の際坑夫其他事務員等の雇入に關しては前住所及び滯在地を取調べ若し虎列拉流行地の福岡市、早良、糸島、宗像、嘉穗、粕屋各郡及び長崎縣下島原地方から來た者又は疑ひある者に對しては本人及び家族を五日間一定の場所に隔離し異狀ない者に限り豫防注射をして採用し又炭坑構所内居住者は事務員坑夫商人等何人を問はず流行地に旅行して歸來した者の健康狀態を視察し各炭坑に豫防衞生係を設け溝渠、下水路及び下水溝の通水を完全にして塵芥汚物の燒却其他飮食物の注意等を爲す可く各關係者に訓令を發して炭坑地帶の取締を勵行した

八幡製鐵所内の勞働團體啀み合ふ

險惡な同志會と研究會

八幡製鐵所職工を以て組織して居る同志會と同じく組伍長のみで組織してゐる組伍長會とは大同團結し當時は相提携して急激分子と見られて居た勞友會や友愛會と對抗して居たが勞友會が解散し友愛會が引揚げてからは同志會の態度も自然に硬化し現在では純勞働團體と化して來た、其結果製鐵所の純御用黨である組伍長會とも遠ざかり兩者の間には何時となく除く事の出來ない深い溝渠が出來て仕舞つた、そして組伍長會が研究會と名義を換へて愈〻勞働團體振りを發揮し始めてからは兩者の軋轢の度も愈〻加はり互ひに反目する樣になつたのに加へて先般行はれたゼネバ會議に派遣する勞働代表選出に當つて研究會は資本家である田尻工場課長を選擧した事から端なく兩者の感情が破裂し遂に同志會側では此際勞働運動の阻害者である研究會を撲滅せしむべく常に協議を進むる樣になつた、又一方研究會では勞働組合の名に依つて就業職工に入會を強要し延いて不安を與へしむるは勞働者の敵だとの意から屈伏せしめ樣と計畫し兩者は私かに機會の到來を待つて居るので製鐵所構内の空氣は例の行政整理の聲と兩團體の軋轢とで時ならぬ緊張振りを示して居る、又當局では何時如何なる事件を惹出せんとも限らぬので極力警戒して居る（八幡）

門司勞働共濟會から

『義理人情を解せぬ』

と突附けた絕交狀

從來門司港頭多數の勞働者は主として勞働請負者の手に據りて船舶又は陸上方面に供給されて居たが曩に木村清氏主唱の許に門司勞働共濟會設置以來殆ど共濟會の一手引き受けとなり勞働請負業者も共濟會の手を經ずしては勞働者を得る事絕對に不可能となつた關係上門司市東本町三丁目勞働者請負業松本松之丞氏も共濟會に加入して居たが共濟會では十九日午後同事務所に於て協議會を開き一ツの決議を作製し二十日に到り突然松本氏を除名すると共に今後同氏方へは共濟會側からは一名の勞働者をも供給しないと言ふ絕交狀を突附けた、これに依り松本氏の取り扱ひにかゝる門司港碇泊の船舶は總て一人の勞働者も得られず荷役すら出來なくなり全く立往生となつた形である

勞働請負業者松本氏へ

勞働者の負傷救濟から

右に付き聞く處に據れば共濟會が斯の如き強硬な決議を突き附けたのは表面の理由は兎も角もとして眞の原因と目すべきは去る四月十六日松本の手に雇はれ港内碇泊汽船西海丸に於て荷役中過つて脊髓骨を折傷した大阪市外住吉生安田常次郎にかゝる救濟問題からである共濟會では當時松本氏に對し常次郎の救濟方を種々懇談したが松本氏は言を左右に托して應ぜず止む無く常次郎を共濟會の手で病院に入院させ一方松本氏に對し更に交渉した結果僅ばかりの金子を出したのみで相手にせず然も二十年前勞働者の優待された昔話抔を持ち出す抔全く勞働者の人格を無視し誠意を認むる事が出來ないので大いに憤り人情と義理とを解せざる者は共濟會より除名すべしとの議が起り遂に右の始末に及んだものである

一方入院加療中であつた常次郎は二十日退院し郷里に歸つたが腰から下がブラ〳〵で到底此後勞働する事が出來ず全く廢人同樣で共濟會としては大に同情し多額の慰金を募り同人に贈つたと云ふ